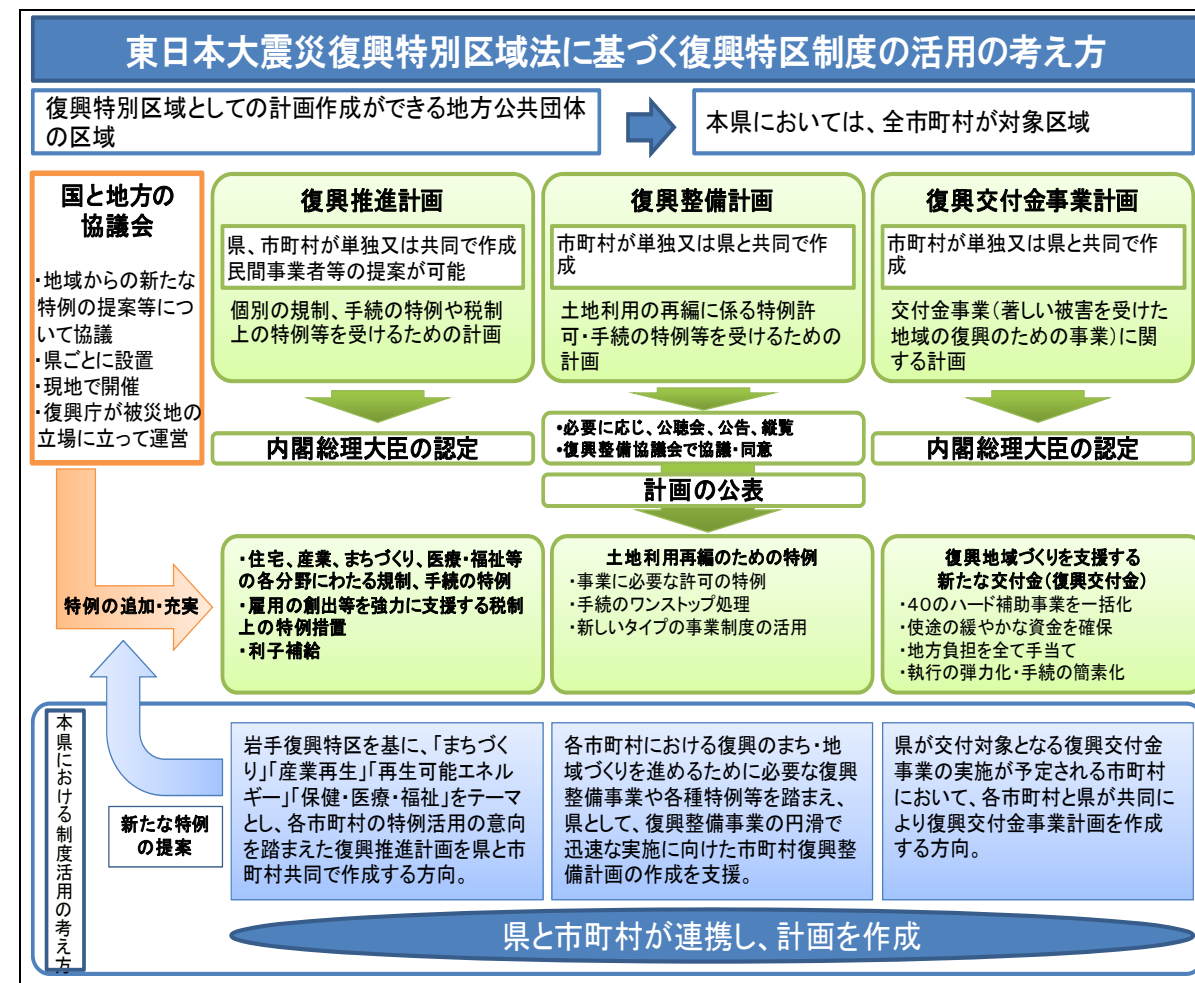


復興整備計画及び復興整備協議会について

1 制度概要

- 平成 23 年 12 月 26 日
東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）施行
- 平成 24 年 1 月 6 日
法第 3 条に基づく「復興特別区域基本方針」閣議決定
- 法に規定された 3 つの計画は、必要に応じて作成し、認定等を受けることにより法に基づく特例措置等の活用が可能となるもの。

【3つの計画の取組イメージ】



【3つの計画の概要】

| 計画区分 | 計画の趣旨 | 作成主体 |
|-----------|--|---|
| 復興推進計画 | 個別の 規制・手続の特例 や 税制上の特例 を受けるための計画 法に定められた特例措置の例 ・建築基準法における用途制限に係る特例 ・公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の緩和 ・食料供給等施設の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例 ・被災地における医療機関・介護施設等に係る基準等の特例 ・復興産業集積区域における新規立地促進税制 ・復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除 | 特定地方公共団体*が 単独又は共同 *特定地方公共団体とは、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体を指す。本県は、県内33市町村全て及び県が特定地方公共団体であること。 |
| 復興整備計画 | 土地利用の再編等 による復興整備事業を迅速に行うための 特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例 を受けるための計画 ア) 土地利用再編等における特例許可の例 ・市街化調整区域における開発許可基準の緩和 ・農地転用手続きの緩和 イ) 手続のワンストップ化 復興整備協議会での協議を経た場合は、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更をはじめ各種手続をワンストップで処理 ウ) 新たな事業制度の例 ・宅地・農地一体整備事業の創設 ・防災集団移転促進事業の拡充 | 特定地方公共団体の 市町村が単独又は都道府県と共同 * *県は、単独で計画を作成できないこと。 |
| 復興交付金事業計画 | 著しい被害を受けた地域の 復興に必要な交付金 に関する事業計画 東日本大震災復興交付金 ア) 基幹事業 被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業） イ) 効果促進事業（基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業） 使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応 | 特定地方公共団体の 市町村が単独又は都道府県と共同 * *県は、単独で計画を作成できないこと。 |

2 復興整備計画の取組状況

(1) 復興整備計画策定市町村

- 沿岸 12 市町村中、洋野町、普代村を除く 10 市町村（久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）が作成・変更
- 計画作成においては、市町村の負担軽減と県との許認可等に関する協議を円滑に行うため、県との共同作成としている。

(2) 復興整備協議会の設立

復興整備計画を実行あるものとして作成・実施していくため、幅広い意見を集約し計画に反映するとともに、複数の個別法の手続きをワンストップで処理するため、洋野町及び普代村を除く 10 市町村が復興整備協議会を設立。

(3) 復興整備協議会開催状況

| 開催日 市町村 | H23 | H24 | | | | | | | | H25 | | | | | | | | | | H26 | | | | | | | | | | | |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| | 3/29 | 7/31 | 9/25 | 10/29 | 11/26 | 12/25 | 1/30 | 2/26 | 3/26 | 4/25 | 5/29 | 6/25 | 7/30 | 8/27 | 9/30 | 10/28 | 11/25 | 12/26 | 1/28 | 2/24 | 3/25 | 4/24 | 5/30 | 6/27 | 7/31 | 8/27 | 9/30 | 10/28 | 11/27 | 12/25 | |
| 久慈市 | | 1 | | 2 | | | | 3 | | 4 | 5 | | | | | | | | | | | | | | 6 | | | | | | |
| 野田村 | 1 | | ② | | | | | | | | | ③ | | | | | | | | | 4 | | | | | 5 | | | | | |
| 田野畑村 | | 1 | ② | | | ③ | | | 4 | | | | | ⑤ | | | | | 6 | | | | | | | | | | | | |
| 岩泉町 | | | 1 | | | | | | 2 | | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮古市 | | | 1 | | 2 | 3 | ④ | ⑤ | ⑥ | | | ⑦ | 8 | | | 9 | | | | | | | | 11 | | | | 12 | | | |
| 山田町 | 1 | | | | ② | | | 3 | ④ | | | ⑤ | | | | ⑥ | | 7 | | 8 | | ⑨ | | 10 | | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 大槌町 | | | | | | | | 1 | | | | 2 | ③ | | | 4 | | | 5 | ⑥ | 7 | | | | | | | ⑧ | 9 | | |
| 釜石市 | | 1 | 2 | 3 | ④ | | ⑤ | | | | | | | | | | 6 | | | | | | | ⑦ | 8 | | 9 | | 10 | 11 | |
| 大船渡市 | 1 | | | 2 | | | 3 | | ④ | | 5 | 6 | ⑦ | | 8 | ⑨ | | 10 | 11 | | 12 | ⑬ | 14 | ⑮ | | 16 | ⑰ | ⑱ | | | |
| 陸前高田市 | 1 | ② | ③ | | ④ | | ⑤ | ⑥ | | | | 7 | 8 | ⑨ | | 10 | | | | | ⑫ | ⑬ | | 14 | | | | ⑮ | | | |
| 10市町村 | 4 (0) | 4 (1) | 6 (3) | 3 (0) | 4 (3) | 2 (1) | 4 (3) | 5 (2) | 5 (3) | 1 (0) | 3 (1) | 5 (1) | 5 (3) | 2 (2) | 2 (1) | 4 (1) | 2 (0) | 3 (1) | 3 (0) | 1 (1) | 6 (2) | 2 (2) | 2 (0) | 4 (2) | 3 (0) | 3 (0) | 3 (1) | 4 (2) | 3 (1) | 3 (0) | |

注) 表中の数字は、市町村毎の開催回数を表しており、土地利用基本計画の変更を行った回には、数字に○印を付している。

3 復興整備協議会について

(1) 復興整備協議会

- 関係者の意見を集約して復興整備計画に反映させるため、また、復興整備計画を活用して個別法の手続（許認可、ゾーニング、事業計画等）をワンストップで処理するために当該手続に係る関係者が一堂に会し、調整を行うための場として、復興整備計画の作成主体が組織する会議体（法第47条）

(2) 構成員（法第47条）

- 復興整備協議会を組織する場合の構成員については、A及びBを必須とし、C及びDについては必要に応じ加えるものとする。
 - A 市町村長
 - B 知事
 - C 国の関係行政機関の長、復興整備事業の実施主体、学識経験者、住民の代表等
 - D 許可やゾーニング変更時の協議先の関係行政機関の長や施設管理者等

○ 追加構成員について

土地利用基本計画の変更に係る協議を行う場合（法第47条第4項第1号）

- ・ 国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者
 - 本県では、岩手県国土利用計画審議会会長を指定（依頼）
- ・ 国土交通大臣
 - 国土交通省国土政策局総合計画課

（参考）

復興整備協議会が組織されていない場合又は復興整備協議会において協議が困難な場合は、国土利用計画審議会の意見聴取及び国土交通大臣に協議することとされている（法第48条第3項第1号）。

(3) 復興整備計画の公表

- 土地利用基本計画の変更等の事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなされる（法第48条第9項）。

参考

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）（抄）

（復興整備計画）

第四十六条 特定被災区域内の次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域であつて、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。[略]

6 被災関連市町村等は、復興整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

[略]

（復興整備協議会）

第四十七条 被災関連市町村等は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興整備協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 被災関連市町村の長（以下「被災関連市町村長」という。）
- 二 被災関連都道府県の知事（以下「被災関連都道府県知事」という。）

3 [略]

4 被災関連市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を協議会の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議 国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣

[略]

（土地利用基本計画の変更等に関する特例）

第四十八条 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。[略]

一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る国土利用計画法第九条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項 [略]

3 被災関連市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、[略] それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

- 一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をすること。[略]

9 第一項各号に定める事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。[略]